

## 第 580 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 13 年 1 月 12 日（金） 14:00～14:50
- 2 場 所 総務省第 3 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 6 階）
- 3 出席者

### 【委 員】

竹内委員、美添委員、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員

### 【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省大林部長、厚生労働省大橋室長、農林水産省上倉室長、  
経済産業省石田調査官、国土交通省寺前部長、東京都早川部長

### 【事務局（総務省統計基準部）】

総務省平山統計基準部長

## 4 配布資料

- (1) 統計審議会委員名簿
- (2) 統計審議会令
  - 統計審議会令
  - 統計審議会令新旧対照表
- (3) 統計審議会会議内規改正案
  - 統計審議会会議内規改正案
  - 統計審議会会議内規改正案新旧対照表
- (4) 統計審議会部会
  - 統計審議会部会設置内規案
  - 統計審議会の部会設置について
- (5) 統計審議会への諮問が予定されている統計調査等
- (6) その他
  - 改組後の統計審議会について

## 5 議題及び議事

- (1) 統計審議会委員の発令について  
総務省統計局平山統計基準部長から、統計審議会委員の発令について、資料 1 のとおり発令された旨報告があった。
- (2) 委員及び久山統計局長の紹介及びあいさつ  
総務省統計局平山統計基準部長から、各委員及び総務省久山統計局長が紹介され、それぞれ各人からあいさつがあった。
- (3) 会長互選  
総務省統計局平山統計基準部長の司会進行により、統計審議会令第 2 条第 2 項に基づく会長の互選が行われ、舟岡委員から竹内委員を推薦する旨の発言があり、出席者全員の同意により、竹内委員が会長に選任された。
- (4) 片山総務大臣入室及びあいさつ

片山大臣) 1月6日に総務省が発足し、その総務大臣を拝命した。ご承知のとおり総務省は総務庁、郵政省、自治省の3省庁が統合した大きな所帯であり、取り仕切りは大変であるが、一所懸命やろうと考えている。審議会委員の皆様を引き続きご指導やご支援をお願いしたい。

今回、省庁再編の一環として審議会も見直すこととなり、当審議会も委員の一部交代があった。人口、経済、社会など、それぞれの統計分野の重要事項について、引き続き審議を賜りたい。

委員の皆様は統計の重要性についてお話しするのは「釈迦に説法」になるが、これからの行政は科学的な根拠の上で行わざるを得ない。立案についても言えることであるが、これから総務省が通常国会に行政評価法を提出し、行政評価が行われる。それもやはり統計の裏づけがなければできない。また、国民生活、国民経済、全てにおいて統計に基づく必要な情報によって動いている。統計の重要性あるいは多様性の増大が今後大きな一つの流れであろうと思っている。

しかし、それに応えるのは大変なことであり、できる限り早く、かつ正確に行うとすると、どのようにすべきかである。これからは簡素で効率的な統計のあり方が必要になってくるのではないかと考える。そういう観点から、委員の皆様のご指導もいただきたいと思うし、私どももしっかりと状況を見つめて対応してまいりたい。

今後とも委員の皆様にお世話になるので、引き続きご指導、ご鞭撻をお願いしたい。

(片山大臣退室)

#### (5) 竹内会長就任あいさつ

竹内会長) この統計審議会は、伝統と格式のある審議会であり、その名誉ある伝統を持った統計審議会の会長という職を務めさせていただくことは大変光栄と思う。

統計審議会令の改正で「法施行型審議会」になり、ある意味では決まったこと以外に余計なことは言うな、という意味もあり、また、ある意味ではその権限が縮小されたのかもしれない。しかし、実際に統計審議会ですべき仕事は、決して少なくなるわけではない。日本のような分散型の統計システムをとっているところは、統計をそれぞれの府省で作成すると同時に、共通の場でさまざまな調整を行い、バランスを取ることには非常に重要であり、統計審議会の仕事の重要性もそこにあると思う。

総合調整という言葉は法令からなくなったが、具体的な統計のあり方を決めていくときには、全体的な視点あるいは相互のバランスなど、何が必要で何が比較的必要でないかの判断が非常に重要になると思う。具体的な統計に即して審議を進めていく中で、そのような観点から仕事をしていかなければならない。その意味で統計審議会の仕事は、今までとあまり変わることはないと思うし、同時に、ある意味ではますます重要になるかもしれない。私も非力ながら勤めさせていただこうと思う。委員の皆様方にもその点お願いしたい。

私自身は、かつて統計審議会に十年間勤めさせていただいたが、当時から数年以上経ってしまったので、少々統計の現場感覚には疎くなっているところもあるかもしれない。その点は皆様から逆にご指導をお願いしたい。ぜひご指導とご協力をお願いする次第である。

今まで統計審議会は、学識経験委員以外に統計部局を代表する方、実際の統計調査の現場に当たる地方自治体の代表も加わっていたが、今回、制度が変わり、学識経験委員だけになった。しかし、統計審議会の仕事は、実際に統計を企画し、あるいは調査をする部局と密接な関係の下に行っていかなければ十分な審議はできないので、今までと同様、各府省、地方自治体の統計関係機関代表者の方々には密接なご協力とご支援をお願いしたい。

それから統計の全体的な企画調整及び審議会事務局を担当する統計基準部には、非常にお世話になるが、統計基準部の調整業務についても、統計審議会はなんらかの形で関わることになると思うので、よろしくをお願いしたい。

(6) 統計審議会の運営について

1) 統計審議会会議内規

総務省統計局平山統計基準部長が、資料3の統計審議会の運営に関する統計審議会会議内規案について、資料2の統計審議会令と併せて説明を行った。竹内会長から案第2条中の「統計主管部課の長」の後に「、」を入れるべきとの発言があり、これを加えることとされ、出席者全員の同意により同内規案は決定された。

2) 部会の構成

総務省統計局平山統計基準部長が、資料4の統計審議会部会設置内規案について説明を行い、出席者全員の同意により同内規案は決定された。

3) 部会に所属する委員及び部会長の指名

竹内会長が、統計審議会令第5条第2項及び同条第3項に基づき、席上配布資料「統計審議会委員の所属部会一覧」のとおり、部会に属すべき委員及び部会長の指名を行った。

4) 当面の審議スケジュール

総務省統計局平山統計基準部長が、資料5により、統計審議会への諮問が予定されている統計調査等、当面の審議スケジュールの説明を行った。

(7) 会長代理の指名

竹内会長が、統計審議会令第2条第4項に基づき、美添委員を会長代理に指名した。

(8) その他

[質 疑]

新村委員) 本審議会と部会との関係について、本審議会では毎月一回審議し、部会でも審議をする形式になるのか。

竹内会長) 私が審議会委員であった頃は、部会で審議を固め、本審議会は報告を聞くというものに近い状況であった。本審議会では議論を重ねることはあまりなかったが、これからは性格も変わり、ある程度は本審議会の場で議論をしても良いと思う。各部会は本審議会の言わばサブセットであり、逆にいえば本審議会の性格と部会の性格があまり変わらなく、部会で十分詰めて結論を出すのが、更に何か問題が残った時に、本審議会でもう一度議論することがあり得ても良いと思う。

長時間の本審議会の審議となるのは避けるべきであるが、今後の進行については、専門委員の性格がかなり変わり、議論の仕方が今までと変わらざるを得ないであろう。まだ手探りであるが、部会長、委員、専門委員に、大いにリーダーシップを発揮して

部会審議の仕方を決めていっていただきたい。この本審議会の場合以外にも、部会長とはなるべく相互の連携を保ち、適当な場、適当な形で懇談し、意見交換の機会を作り、十分に意思疎通したい。あまり形式的になり過ぎないように行っていきたい。

飯島委員) 部会と本審議会の関係については、今までも部会で審議し、本審議会で審議結果を報告し、委員から出た意見について、部会で更にブラッシュアップする関係になっていた。今後とも部会と本審議会の関係はそのような位置付けであるべきと考える。

それから、私は経済団体連合会の統計制度委員会企画部会の責任者であり、経済界の統計関係に関する様々な課題、対応策についても本審議会と協力関係を保たせていただきたい。その意味合いからも本審議会を有効な会議に運営していただきたい。

竹内会長) 飯島委員は大変ご多忙で、部会には属していただいているが、被調査者側の意見も伺わなければならない、飯島委員には本審議会で様々な意見をいただきたい。

飯島委員) 経済団体連合会の統計制度委員会等で本審議会のご意見等を踏まえ、審議したい。

確認であるが、資料「統計審議会委員の所属部会一覧」以外に部会のメンバーとして専門委員が更に追加されるのか。

竹内会長) これまでの専門委員は常任となっていたが、今回からは専門委員は建前として臨時であって、テーマごとに任命される。専門委員の他に、必要と認められた場合には出席を求められることができる条項があり、実質的に関係省庁あるいは企業、経済団体連合会等から出席をお願いすることがあると思う。

清水委員) 私は今までの専門委員しか知らないが、諮問を受けるのは部会ではなく本審議会か。

答申も本審議会が出すので、部会は答申案を作成し、答申案そのものは本審議会にかかる関係と理解してよいか。

竹内会長) そのとおり。

美添委員) 私は継続して委員となったが、今までの運営の仕方は、基本的には清水委員の発言のとおりである。部会では十分時間が取れるので、部会に所属している委員に関しては、部会の場で十分発言の機会がある。しかし、部会に所属していない委員は、本審議会の場が形式的には唯一の発言の場であるので、多く発言をいただくのは部会に所属していない委員だと思う。部会に所属している委員が、本審議会でまた議論をすると、短い時間が有効に利用できないので、できるだけ部会で議論を詰めていただき、経過報告はもちろんであるが、ある段階で本審議会の意見を反映するのが従来の運営である。

竹内委員) 部会長には、十分取りまとめを行って本審議会にかけるようお願いしたい。

廣松委員) 本審議会と部会の関係、部会の運営の仕方に関しては理解した。新しい統計審議会令では、部会に関しても部会長に事故があるときは、部会に属する委員の中から部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するという新しい条文が一つ加わっている。この指名については本審議会に報告するということか。

竹内会長) 部会長が代行を指名し、適当な形で報告していただきたい。

菅野委員) 会長からの本審議会の議論を活発にしたいという意見、美添委員の当該部会に属していない委員が積極的に意見を言うということは、ぜひそうあるべきと思う。特に当該部会に属していない委員は、議論の流れを十分フォローできない可能性がある。そ

のためには、審議会当日までに、どのようなことが当該部会で話され、当日の審議会にかけられるかについて、各委員に資料を事前配布していただけるという理解でよいのか。

平山部長) 菅野委員の発言趣旨のとおり、我々としては審議会での審議を実りあるものにするために、できる限り資料の事前送付に努めたいと考えるが、直前まで作業を行っているという実際上の問題もあり、ご希望に沿いかねる場合もあることをご理解いただきたい。

竹内会長) 現実には部会で多くの議論が出て、それを全部整理して審議会までに配布するのは難しいと思う。しかし、少なくとも、何を議論するか審議会の席上で初めて知ることにはならないようにさせていただきたい。

平山部長) 既存の資料で事前に用意できるものはできる限り配布したいと思う。事前に配布するという姿勢で事務を行うが、現実にはなかなか困難な場合もあるということをご理解いただきたい。

竹内会長) 実際の運営で、なるべく事務局の負担は少なく、各委員には十分情報が行く方法を考えていきたい。

清水委員) 情報公開で本審議会だけではなく、部会の審議過程まで公開することを原則とするか。

竹内会長) それは政府全体の方針である。実際には、関心を持ってくれる人がむしろもっといる方がよいと思うくらいだ。

以上の質疑の後、東京都総務局早川統計部長から発言があった。

早川部長) 地方自治体で統計を主管する立場として、一言申し上げたい。

統計行政については統計ニーズと共に、的確な対応、調査客体の負担についても常に念頭において検討することが、円滑な調査の実施、また、精度の高い統計を作成するためには不可欠と考えている。

実査を担当する地方自治体は、調査客体に一番近い位置にいるわけで、調査環境が最近非常に悪化している中、円滑な調査の実施のために、地方自治体の意見をこの統計行政に反映させていただくことが、大変必要と考えている。

先ほど審議された統計審議会会議内規第2条でご配慮いただいたが、今後の統計調査に関し、本審議会において、必要に応じて地方自治体側の意見の発言機会をいただければ幸いである。併せて、部会審議についても、地方自治体の意見が十分に反映されるようご配慮をお願いしたい。